

中間とりまとめ以降の検討状況

マイナンバー法等の改正

マイナンバー法等の一部改正法の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
 - 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
 - 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能
- ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
 - 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
 - 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
 - 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。
- ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。
(※1) 公金受取口座は給付のみに利用。
(※2) 事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- ⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

■ マイナンバーカードの取得環境の整備

マイナンバーカードの取得環境の整備にかかる取組状況

○マイナンバーカードの取得・管理

- ・「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」について、関係団体からの意見を踏まえつつ、今後発出予定。

○代理交付を幅広く活用できるようにするための柔軟な対応

- ・3月に事務処理要領を改訂・発出し、代理交付を活用できるケースを幅広く拡充・明確化。
- ・本人確認書類や顔写真証明書類の作成主体を拡充予定。

○申請補助・代理での受取等を行う者の確保

- ・施設職員・支援団体等や行政書士が行う申請サポート・代理交付による受取りに対し、市区町村が助成等を行う費用を、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象に追加予定。

○顔写真

- ・適切な規格の写真を撮影出来ない場合の対応について、3月に改めて周知。

○暗証番号の設定

- ・認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、本年11月頃から、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定。

○郵便局におけるカード交付手続の実施

- ・住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続をできるよう、本年6月に制度改正を実施し、自治体や日本郵便に対し、標準的な業務フロー等の周知や制度活用に向けたサポート等を実施。

○窓口における対応・支援

- ・4月の自治体向け全国説明会で、カードの取得に支援が必要な方への対応に係るこれまでの通知等を改めて周知。
- ・交付事務のための手話通訳者やろうあ者相談員等による支援経費を同補助金の対象に追加予定。

代理交付の要件及び疎明資料の見直しについて

・マイナンバーカードは、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により役場に出向くことが困難であると認められるときに、代理人に対して交付することができるが、その際、出向くことが困難であることを疎明する資料（疎明資料）の提示を求めている。（見直し方針）

1. 「やむを得ない理由」に該当するケースを従来より幅広く拡充・明確化
2. 疎明資料について緩和・実質不要化
 - ① やむを得ない理由に該当することが推定される場合は、疎明資料を実質不要化
 - ② 疎明資料を必要とする場合についても、入手が容易・費用がかからないもので可とし、明示

令和5年3月31日に
事務処理要領を改訂済

やむを得ない理由			疎明資料	
ケース	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後(事務処理要領に追記)
成年被後見人	×	○	—	実質不要(代理権を証する書類で確認可能)
被保佐人、被補助人	×	○	—	実質不要(代理権を証する書類で確認可能)
中学生、小学生 (未就学児)	×	○	—	実質不要(本人確認書類で確認可能)
75歳以上の高齢者	×	○	—	実質不要(本人確認書類で確認可能) (委任状に外出困難である旨の記載があれば可とする)
長期入院者	○	○	診断書 (運用で領収書を容認)	入院診療計画書、領収書、診療明細書、 病院長が作成する顔写真証明書
障害者	△ (身体のみ)	○	障害者手帳	障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
施設入居者	○	○	入所証明書類	施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援 認定者	△	○	(運用で介護保険被保険者 証を容認)	介護保険被保険者証、認定結果通知書、 ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
妊婦	×	○	—	母子健康手帳 、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
海外留学	△	○	(運用で査証のコピー等を容認)	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	×	○	—	学生証、在学証明書
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者 ※今後追加予定	×	○	—	公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、 相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書

(赤字は本人確認書類としても活用できるもの)

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付

改正の背景

- 令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証廃止）の方針が示されたことを受け、カードの交付申請受付等を実施できる場所を拡充する必要
- 現在、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施しているが、あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続を行うことを可能に

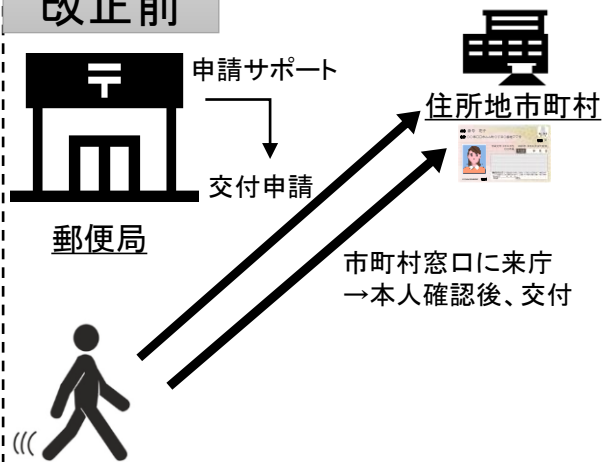
郵便局事務取扱法※の一部改正

施行期日：公布日施行（令和5年6月9日（金））

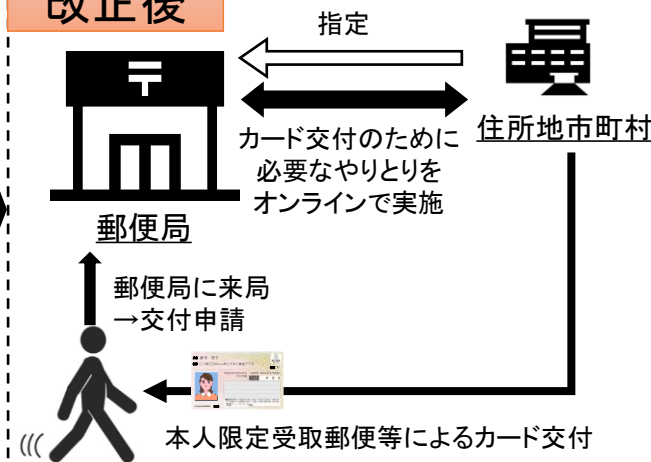
地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加する。

※郵便局事務取扱法は、地方公共団体が行う公証行為に係る事務のうち公権力の行使と一体をなすものを、郵便局に取り扱わせることができることとする法律。

改正前



改正後



制度改正の狙い

- 国民の利便性向上
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、身近な郵便局で行うことも可能となり、負担が軽減
- 行政運営の効率化
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能

— 保険証の不安払しょくに向けた取組み

令和6年秋に向けたロードマップ

		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
① 保険者による迅速かつ正確なデータ登録の徹底	・新規登録データの誤登録再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 資格取得届出のマイナンバーの記載義務を明確化（省令改正：6/1施行） ▼ マイナンバー提出が困難な場合のJ-LIS照会手順を明確化（通知改正：6/1適用） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新規登録データについて全件システムチェックによりJ-LIS照会を実施</div>
	・登録済みデータの総点検	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 作業状況報告（6月末） ▼ 点検結果の報告（7月末） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">全保険者による点検</div>	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 8月以降順次 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">データ全体のチェック（J-LIS照会）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">誤登録の疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認</div>
② 医療現場等におけるオンライン資格確認の円滑な運用	・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 通知発出、マニュアル <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療現場等への周知</div>	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 8月以降 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基本的考え方に基づいた取扱い（令和5年8月診療分から）</div>
	・医療現場における実務上の課題の実態把握	コールセンターの問い合わせ分析/現場の課題等ヒアリング トラブルシューティングのQ&Aをさらに充実	
	・高齢者・障害者施設入居者等への対応	市町村による施設や個人宅への出張申請受付の推進 施設等による申請とりまとめ・代理受取りの推進 取得管理マニュアル等の作成・発出	

令和6年秋
保険証廃止

※ その他、保険証廃止に向け、マイナンバーカードの取得促進、資格確認書の運用整理、訪問診療等や柔整あはき施術所等におけるオンライン資格確認の実施、スマホ搭載されたマイナンバーカード機能を活用したオンライン資格確認の開発等についても進める。

※ 法律に基づき、令和7年秋まで、最大1年間、発行済みの健康保険証が使える猶予期間となる。

1. 新規の誤り事案の発生を防止

(1) 新規登録データの正確性確保

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化【省令改正:6/1施行】
- やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと明確化【通知改正:6/1施行】

(2) 新規登録データの全件チェック

- 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修を行い、来年度から実施予定】

2. 登録済みデータの点検

(3) 全保険者による点検【新規】 ※5月23日厚生労働大臣より表明

- 全保険者に対し、漢字氏名や住所を確認せずに、3情報一致により個人番号を取得するなど、加入者のデータ登録等を行う際の**本来の事務処理要領と異なる方法**で行ったことはなかったか**点検を要請**。該当する加入者情報がある場合には、J-LIS照会による5情報の一致等の確認を行うこととし、**6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を**求める。

(4) 登録済みデータ全体のチェック【新規】 ※5月23日厚生労働大臣より表明

- 登録済みデータ全体を対象に5情報についてJ-LIS照会を行い、異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、**本人に送付する等により確認を行う**。

健康保険法施行規則等の一部改正について

- 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を確保するため、資格取得届出等への個人番号の記載義務を法令上明確化するとともに、保険者は資格取得届出等を受理してから5日以内に加入者等データをシステムに登録する旨を省令に規定。令和5年6月1日（木）に施行した。

改正後の健康保険法施行規則（抄） ※下線部が改正部分

（被保険者の資格取得の届出）

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（第十一号において「保険者等」という。）（様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。

二 被保険者の氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）

三 被保険者の生年月日

三 被保険者の種別（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあっては、被保険者の性別）

四 被保険者資格の取得区分

五 被保険者の個人番号（協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。）

六 資格取得年月日

七 被扶養者の有無

八 被保険者の報酬月額

九 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）

十 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

十一 その他保険者等が必要と認める情報

2～4 （略）

5 事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

（保険者による被保険者情報の登録）

第二十四条の四 保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

保険者が加入者データを登録する際の基本的留意事項

保保発 0127 第 1 号
保国発 0127 第 1 号
保高発 0127 第 1 号
保連発 0127 第 2 号
令和 4 年 1 月 27 日
令和 5 年 4 月 14 日一部改正

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（公印省略）

オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システム（以下「オンライン資格確認」という。）については、令和 3 年 10 月 20 日から本格運用を開始していますが、本格運用開始後に検知された異なる個人番号が登録されていた事案について、令和 3 年 12 月 23 日に開催された第 149 回社会保障審議会医療保険部会において報告を行っています（別添 1 参照）。

今回の事案の発生原因等を踏まえ、保険者等が個人番号を登録する際の留意事項を下記のとおりまとめましたので、対応につき遺漏無きようお願い申し上げます。

また、保険者等において異なる個人番号を登録した場合の対応については、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成

29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会・厚生労働省）、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会・厚生労働省）、各保険者等が定める個人情報に関する規程等を踏まえ、以下のとおり事案の報告等を実施していただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

1. 個人番号の取得・登録・修正を行う際の基本的留意事項

(1) 医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）への個人番号登録に当たっては、資格取得届及び被扶養者届（以下「資格取得届等」という。）に記載された個人番号に基づき登録することを原則とします。資格取得届等に個人番号の記載がない場合、原則として、保険者等は届出を行った事業主に個人番号の記載を求めてください。

(2) J-LIS 照会により個人番号を取得する場合

提出された資格取得届等に個人番号の記載がない場合は、その都度、事業主に個人番号の提出を依頼・督促してください。その上で、個人番号の提出が遅延する場合は、保険者等が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会（以下「J-LIS 照会」という。）により加入者の個人番号を取得することが可能ですが、当該 J-LIS 照会を行う場合には、異なる個人番号が登録された事案が発生し、オンライン資格確認等システムの信頼を損なっていることに鑑み、改めて以下の点に十分留意して確実に本人の個人番号が取得・登録されるよう徹底をお願いします。

- ・ 5 情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行い、5 情報が一致しない場合は取得せず、本人への確認を行うこと。なお、漢字氏名や住所の一部に「●」がある場合や、カナ氏名の一部に表記ゆれがある場合、住所について番地等の表記方法（例：1-2-2 と 1 丁目 2 番地 2 号など）が異なる場合であっても、他の情報が完全一致しており実態として同一の氏名や住所を指していることが明らかである場合は、これを一致するものとして取り扱ってよいが、その場合も本人への確認を併せて行うことが望ましいこと。
- ・ 上記の 5 情報のうち、4 情報以下（例：カナ氏名、生年月日、性別など）による J-LIS 照会で個人番号を取得しないこと。
- ・ 市町村国保及び後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）においては、住所地特例等により自治体外に在住している者（住登外者）について、J-LIS 照会により確実に個人番号を確認すること。

全保険者による点検の作業に関する報告結果

- 本年5月23日に、全保険者に対して、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか点検を行い、該当するものがある場合には、改めて、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所の一致などの確認を行っていただくよう要請。
- 6月末までに求めていた点検作業に関する状況のとりまとめ結果は以下のとおり。

① 基本的な留意事項に沿った対応を行っていなかった等 (※) のため、データ点検を行う	293団体 (約8.6%)
② 基本的な留意事項に沿った事務処理を行ってきたか、確認できない部分等もあるため、念のため、登録データの点検を行う	1,010団体 (約29.6%)
③ 基本的な留意事項に沿った対応を行っている	2,108団体 (約61.8%)

(参考) 全ての3,411団体が報告

(※)

- ・ J-LIS照会によって個人番号を取得する際、3情報のみが一致することをもって個人番号を取得・登録していたもの
- ・ J-LIS照会結果が複数表示された際に、必要な確認を行わずに一律に一定のデータを取り込む仕様としていたもの
- ・ 上記以外の原因で、過去に異なる個人番号を登録したことのあるもの

(注) ただし、上記の取扱いを現時点においては行っておらず、かつ、上記の取扱いを行っていた期間のデータについて、令和5年6月30日までに点検済みの場合を除く。

オンライン資格確認等システムにおいて 保険者から異なる個人番号が登録された事例

令和5年6月13日公表

- 前回公表（※1）から令和5年5月22日まで（※2）の間に、保険者から異なる個人番号が登録された事例について、新たに60件を確認。（令和3年10月の本格運用開始から、計7,372件）
これらの事例は、閲覧を停止し、データの補正を全件実施済み。

※1 令和5年2月17日「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」中間とりまとめにて、令和3年12月から令和4年11月末までの間の事例を公表。

※2 令和5年5月23日に全保険者に対し点検作業を依頼。

- このうち、薬剤情報等が閲覧された事例について、新たに4件を確認（※3）。また、前回公表した11月末までの事例のうち、薬剤情報等が閲覧された事例について、新たに1件を確認。（令和3年10月の本格運用開始から、計10件）

※3 オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）によるアクセスログの確認を完了し、現在、保険者において事実関係を最終確認中。

	保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧された事例	
令和3年10月～11月末	33件	1件	※オンライン資格確認の利用件数約2,200万件
令和3年12月～令和4年11月末	7,279件※4	5件※5	※オンライン資格確認の利用件数約5.9億件
令和4年12月～令和5年5月22日	60件	4件	※オンライン資格確認の利用件数約7.2億件（5月末まで）
合計 （令和3年10月～令和5年5月22日）	7,372件	10件	※オンライン資格確認の利用件数計約13.2億件（5月末まで）

※4 7,279件のうち7,114件は、協会けんぽにおいて、資格情報の重複調査（自主点検）により判明したものの。

※5 2月17日公表時点では4件であったが、アクセスログの確認が7,279件の全件が完了し、新たに1件を確認。

オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により 診療等を実施する場合における確認の徹底について

- 医療機関・薬局においては、日頃から診療・処方、調剤（以下「診療等」という。）時に本人であることや実際の薬剤の服用状況、併用禁忌等について確認した上で、診療等を行っていただいているところ。
- その上で、今般、オンライン資格確認システムを活用することにより、患者本人の同意を得た場合には薬剤情報等の閲覧が可能となっており、重複投薬や禁忌の確認など、医療安全の観点からも有効な活用が期待される。
- 一方、オンライン資格確認の本格稼働（令和3年10月）から約1年半が経過する中で、これまでに本人以外の薬剤情報等が閲覧された事案が10件生じており、その一部では医療現場で閲覧された事例も含まれている。こうした事案が発生する確率は極めて低いものの、患者本人以外の薬剤情報等を閲覧することによる医療過誤の発生を防止することが必要であり、保険者等において正確なデータ登録に向けた取組を進めているところ。
- 医療DXにより医療情報の更なる活用を追求していく中であっては、デジタル時代に対応した医療情報の適切な取扱いが求められるところ、こうした状況を踏まえ、改めて診療等を実施する場合の確認について御高配いただくことが望まれる。

<考えられる対応例>

（1）診察等時における確認方法例

医師若しくは歯科医師が診察・処方する際又は薬剤師が調剤する際、これまでも、例えば、丁寧な問診やお薬手帳による確認等により、本人であることや実際の薬剤の服用状況、併用禁忌等について確認いただいていることから、マイナンバーカードによるオンライン資格確認により閲覧した薬剤情報等を診察等において活用する際も、同様に確認することが考えられる。

（2）受付窓口における確認方法例

現在、保険者による正確なデータ登録に向けた取組を進めているところであるが、当面の間、上記1のほか、患者がマイナンバーカードを使って当該医療機関・薬局を初めて受診・利用する場合や保険者を異動した場合、受付窓口においても、必要に応じて、オンライン資格確認時に表示された資格情報と以下の情報に相違がないか照合確認を行うことが考えられる。

- ① 初診・初めての来局の患者の場合は、診療申込書や問診票（薬局の場合は初回質問票）に記入された患者情報（漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所）
- ② 再診・再来局の患者の場合は医療機関・薬局で保有する患者情報（診療録、調剤録、医療保険請求に関する情報等）

その際、①、②の情報とオンライン資格確認時に表示された資格情報が突合できない場合又は①、②の情報が得られない場合については、患者本人に口頭で氏名、生年月日、住所（資格情報に住所が表示されない場合には保険者名称）等を確認することにより、本人確認を行うことが考えられる。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応

有効な保険証が発行されている方が適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。



1. 「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合

※ 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を徹底し、こうした事象自体を減らします。

2. 機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合

（例）

- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障
- ・患者のマイナンバーカードの不具合、更新忘れ
- ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など

【可能であれば、いずれかの方法で資格確認をお願いします】

- ・ マイナポータルの資格情報画面（患者自身のスマートフォンで提示可能な場合）

- ・ 保険証（患者が持参している場合）

【上記の方法により資格確認できない場合】

- ・ 受診等された患者の皆様へ、被保険者資格申立書の記入をお願いします。

※ 過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱うことが可能です。

患者自己負担分（3割等）を受領

1. 現在の資格情報の確認ができた場合は、当該資格に基づき請求をお願いします。

2. 1が困難な場合でも、過去の資格情報（保険者番号や被保険者番号）が確認できた場合には、当該資格に基づき請求をお願いします。

3. 1・2のいずれも困難である場合には、保険者番号や被保険者番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。

※ この場合、診療報酬等のお支払いまでに一定の時間をいただくことがあります。

- ・ 受診等された患者が加入している保険者が負担します。

※ 過去の資格情報に基づき請求されたレセプトや、資格情報不詳のままでも請求されたレセプトについても、審査支払機関において、可能な限り直近の保険者を特定します。

- ・ 最終的に保険者を特定できなかった場合には、災害等の際の取扱いを参考に、保険者等で負担を按分します。

※ 1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

※ 2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

被保険者資格申立書

患者の皆様へのお願い

被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険証が発行されているにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により保険証が発行されているものの、データ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

別紙様式

被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に可能な範囲で記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険証の交付を受けている
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
保険者等名称	
事業所名 ^{※1}	
保険証の交付を受けた時期	<input type="checkbox"/> 1か月以内 <input type="checkbox"/> それより前 <input type="checkbox"/> わからない (わかる範囲でご記入ください。)
一部負担金の割合 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 _____ (患者との関係^{※5}： _____)

連絡先電話番号 _____

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

誤り事案と総点検

健康保険証の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の資格情報に紐付いた事案
令和3年10月～令和4年11月末まで
誤登録7,312件
うち薬剤情報等が閲覧された件数6件
- 令和4年12月～令和5年5月22日まで
誤登録60件
うち薬剤情報等が閲覧された件数4件

■ 原因

- ・ 資格取得時にマイナンバーの記載がなかったため、保険者において、J-LISに本人情報を照会したが、本来、国から示された通知に則り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一致した場合のみ登録すべきところ、異なる方法で実施し、別人の情報を登録した。

■ 対策

(1) 新規事案の発生防止

- ・ マイナンバーの記載義務を法令上明確化【省令改正:6/1施行】
- ・ 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修、来年度から実施予定】

(2) 既存データの総点検

- ・ 全保険者に対し、点検を要請。6月末までの作業状況の報告、7月末までに作業結果の報告を求め
- ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う

地方職員共済組合での紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の年金情報に紐付いた事案
 - ・ マイナポータルに別人の年金情報が表示された（1件）
- ※年金の支給額や掛金額への影響はない

■ 原因

- ・ 地方職員共済組合において、元組合員の情報をシステムに登録する際マイナンバーの記載がなかったため、J-LISに本人情報を照会したが、誤った氏名（旧姓）で照会を行った上で住所情報の合致を確認しなかった。

■ 対策

(1) 新規事案の発生防止

- ・ 資格取得・裁定請求時のマイナンバーの記載を徹底することとし、関係省令を改正
- ・ 提出されたマイナンバーが正確かどうかを確認するため、全件にわたりJ-LISに照会し、登録データとJ-LISのデータを照合

(2) 既存データの総点検

- ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う
 - ・ 7月末までに作業結果の報告を求め
- ※ 新規事案の発生防止と既存データの総点検は、全ての共済年金（地方公務員共済に加え、国家公務員共済、私立学校教職員共済）において同様の対策を実施。

障害者手帳情報の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の障害者手帳情報に紐付いた事案
累計件数は、2,398件
62件（静岡県）（6/20公表）
2,336件（宮崎県）（7/12公表）

■ 原因

- ・ マイナンバーの記載がなく、自治体が、J-LISへの照会で障害者のマイナンバーを取得する際に、住所を含まないカナ氏名、生年月日のみを用いて照会を行い、十分な確認を経ないまま、同姓同名である他人のマイナンバーが紐付いた（静岡）。
- ・ マイナンバーと手帳情報の紐付け作業をするにあたって、手帳情報の抽出誤りや転記誤り（人手によるデータの複写・貼付けミス）があり、別人の手帳情報が紐付いた（静岡・宮崎）。

■ 対策

(1) 事務処理状況の確認（7月中）

- ・ 全国の自治体で、氏名、生年月日、性別、住所を用いた確認が行われているかなど、紐付けの事務処理の実情を確認

(2) 紐付けについての点検

- ・ 住所を含まない氏名、生年月日などでマイナンバーを照会している自治体は、氏名、生年月日、性別、住所を活用するなどにより、適切に紐付けているか確認。
- ・ システム仕様等の問題を解消。

(3) 自治体の事務処理方法の見直し

- ・ 手帳申請様式のマイナンバーの記載欄に申請者からの記載を求めた上で、住基ネットによる照会で確認するなど、自治体の事務処理方法を見直す。

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について

【目的】

マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

【体制（案）】

- デジタル庁に総点検本部を設ける。対象となる情報を多く所管する厚生労働省及び地方自治体との連絡調整を担う総務省において、点検を着実に進める体制を整備する。
- 厚生労働省は、関連する全ての部局が参画した点検チームを設置し、個々の施策に係る総点検を実施。
- 総務省は、デジタル化推進等に関する省内本部の新たな業務として、マイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置付け、自治体との連絡調整を実施。
- 関係省庁（こども家庭庁、総務省、財務省（国税庁）、文部科学省）の職員にデジタル庁総点検本部の職員として併任をかけ、厚生労働省の点検チームと協力し、それぞれの所管業務の点検を推進する。

【基本的な進め方】

時期	対応
7月中	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①マイナンバー届出義務の有無、 ②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法 ③J-LIS照会を行う場合の方法（氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか） など
原則として秋まで （8月末に中間報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・紐付け方法の確認結果を踏まえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する。 ・紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏洩の有無に関する調査 など ・紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応

【再発防止策の方向性】

- 各種申請時等のマイナンバー記載義務化、機械的なJ-LIS照会の実施の検討、統一的な手順の提示等

— 中間とりまとめの対応状況

中間とりまとめの対応状況（1）

（1）マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みの創設等について

- ・ 紛失等により速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、市町村の窓口に来庁して申請を行う特急発行・交付について、発行期間の短縮に加え、カードの発行主体であるJ-LISから申請者に直接送付することで、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる新たな仕組みを創設し、令和6年秋までに、**新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者**（約150万枚/年）を含め、合計約360万枚/年（約1万枚/日）まで対応できる体制を構築する。

（2）マイナンバーカードの代理交付・申請補助等について

- ・ 代理交付を幅広く活用できるようにするための柔軟な対応として、**庁舎等に出向くことが困難な方が、その理由を示す疎明資料の対象範囲を拡充・明確化**し、より柔軟に、代理交付の仕組みを活用することができるよう、**自治体向けの事務処理要領を改訂**した。
- ・ 申請補助・代理での受取等を円滑に行うことができるよう **「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」**について、今後発出予定。
- ・ **顔写真の撮影ルール**についても、障害等の事情に応じ柔軟に対応することを**昨年度中に改めて周知**した。
- ・ 暗証番号の設定について、認知症などで**暗証番号の設定に不安がある方が、安心してカードを利用**でき、代理交付の際の代理人の負担軽減にもつなげることができるよう、**暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付について、本年11月頃から開始できるように、検討**を進めている。

中間とりまとめの対応状況（２）

（３）市町村によるマイナンバーカードの申請受付・交付体制強化の対応

- ・ 介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進するため「**福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル**」を作成し、自治体の実施を依頼予定。
- ・ 市町村が指定した郵便局で、市町村とオンラインでつなぎ、マイナンバーカードの交付申請と市町村による本人確認を行えるようにし、**発行されたカードを郵送**で住民に届けられるようにする等を可能とするよう、**郵便局事務取扱法に、マイナンバーカードの交付に係る事務を位置付け、制度化**を行った。市町村や日本郵便に対し、標準的な業務フロー等を周知し、制度活用に向けたサポート等を実施している。

（４）健康保険証廃止後の資格確認の取扱いについて

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする。
- ・ マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けられない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された**資格確認書を提供**することとし、**必要な法改正**を行った。**引き続き、資格確認書の申請・交付方法等の具体的な運用を検討する。**

※申請が難しいと想定される方については代理申請を含め、きめ細かな対応を行う。それでもなお、資格確認書の申請が期待できないと判断された場合には、本人からの申請によらず職権で交付するといった柔軟な対応を検討する。

中間とりまとめの対応状況（3）

（5）保険者の資格情報入力タイムラグ等への対応

- 新規登録データの誤登録再発防止のため、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化する等を行った。
- 登録済データの総点検を実施する。
※全保険者による点検を行うとともに、8月以降、登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、誤登録の疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認
- 保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととする。また、現行、事業主から保険者への届出は5日以内とされているところ、事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に徹底されるようにする。

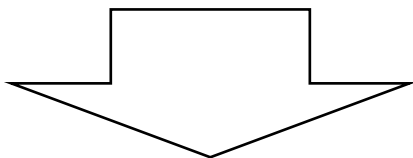
（6）その他、健康保険証廃止後のオンライン資格確認における実務上の課題

- 発行済の健康保険証を1年間有効と見なす経過措置を設ける。
- 「**福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル**」において、マイナンバーカードの管理について取扱いの留意点等を示す予定。

中間とりまとめの対応状況（４）

（７）乳幼児のマイナンバーカードについて

- 1歳未満でカードを申請する場合には、顔写真がないカードを交付することとし、**必要な法改正**を行った。
（有効期間は5歳の誕生日まで）
- 出生後速やかにカードを交付することができるよう、**出生届の提出にあわせて申請を行うことができる**ようにし、**特急発行の対象**とする。



中間とりまとめの対応状況等を踏まえ、最終とりまとめを作成する。